浄化槽法定届出に係る提出書類チェックリスト

那 須 塩 原 市

設置者名		設置場所	那須塩原市	人 槽	人槽

○浄化槽を設置する場合　浄化槽設置届出書（管理課受付）

提　出　書　類	部数	審査事項
□　浄化槽設置届出書（浄化槽法第5条1項） （管理課・県土木事務所・指定検査機関・設置者）	4部	□申請書類は揃っているか □記入漏れ・不備はないか。
□「環境保全に関する誓約書」	3部	□設置場所の地名・地番はあっているか。
□「浄化槽（第7条）法定検査依頼書」	3部	□認定された浄化槽であるか。
□　設置場所の案内図	3部	□面積・人槽算定は合っているか。
□　浄化槽・放流先・配管経路等の設置配置図	3部	□全部の排水・トイレが接続されているか。
□　住宅の平面図（間取り図）	3部	□放流先は適当であるか。
□　工場生産浄化槽認定シートの写し	3部	□敷地内処理装置は審査を受けたものか。
●放流水を敷地内処理する場合は、	3部	□敷地内処理装置は適切な位置に設置できるか。
□「浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書」	3部	□付近に井戸はないか。
□「維持管理に関する誓約書」	3部	□各業者は登録・許可されているか。
□　敷地内処理装置仕様書	3部	□その他必要な事項 ●審査期間（第5条2項）
●国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽の場合		国土交通大臣の認定有り・・・10日
□　構造図	3部	国土交通大臣の認定無し・・・21日
□　仕様書	3部	
□　処理工程図	3部	
□　設計計算書　　・その他、上記の届出書の必要書類。	3部	

○新築の場合　浄化槽仕様書（建築確認時建築指導課及び評価センター受付）

提　出　書　類	部数	審査事項
□　浄化槽仕様書（基準法第6条第1項） （建築指導課・管理課・指定検査機関・設置者）	4部	□申請書類は揃っているか □記入漏れ・不備はないか。
□「環境保全に関する誓約書」	4部	□設置場所の地名・地番はあっているか。
□「浄化槽（第7条）法定検査依頼書」	4部	□認定された浄化槽であるか。
□　設置場所の案内図	4部	□面積・人槽算定は合っているか。
□　浄化槽・放流先・配管経路等の設置配置図	4部	□全部の排水・トイレが接続されているか。
□　住宅の平面図（間取り図）	4部	□放流先は適当であるか。
□　工場生産浄化槽認定シートの写し	4部	□敷地内処理装置は審査を受けたものか。
放流水を敷地内処理する場合は、	4部	□敷地内処理装置は適切な位置に設置できるか。
□「浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書」	4部	□付近に井戸はないか。
□「維持管理に関する誓約書」	4部	□各業者は登録・許可されているか。
□敷地内処理装置構造図	4部	□その他必要な事項

○浄化槽の変更が出じた場合

提　出　書　類	部数	審査事項
□　浄化槽変更届出書（要綱第10条第1項）	4部	□上記審査事項と同様。
□　上記設置届出書と同様の書類	3部	

○工事が完了した場合及び使用開始する場合

提　出　書　類	部数	審査事項
□　浄化槽工事完了報告書（要綱第17条第1項）	2部	□申請書類は揃っているか
□　浄化槽使用開始報告書（要綱第11条第1項）	（4）3部	□記入漏れ・不備はないか。
□　浄化槽保守点検業者との保守点検業務委託契約書の写し	2部	□各業者は登録・許可されているか。 □浄化槽協会経由されているか。
□　浄化槽保守点検業者との浄化槽（第11条）法定検査の手続きに関する委託契約書の写し	2部	

○浄化槽の使用を休止する場合

提　出　書　類	部数	審査事項
□浄化槽使用休止届出書（要綱第15条第1項）	4部	□記入漏れ・不備はないか。

○浄化槽の使用を廃止する場合

提　出　書　類	部数	審査事項
□浄化槽使用廃止届出書（要綱第16条第1項）	3部	□記入漏れ・不備はないか。

上下水道部管理課給排水係（西那須野支所内）
TEL　0287（37）5213
FAX　0287（36）2298